

平成 28 年度業務実績に関する評価（案）の概要

1 概要

評価委員会は、地方独立行政法人法第 28 条に基づき、県立病院機構の平成 28 年度業務実績に関する評価を行う。

なお、評価結果決定後、評価委員会は評価結果を機構に通知するとともに、県に報告し、公表する（県のホームページを通じて公表）。

また、県は、報告内容を県議会（9月議会定例会）に報告する。

2 評価内容

(1) 総括

第 2 期中期目標期間の第 3 事業年度に当たる平成 28 年度は、医療面では県立病院としての使命を担い、先進的な医療設備の導入など、医療の更なる質の向上とそのための体制づくりへの努力が引き続き見受けられる。

経営面においても、新規施設基準の取得等による診療単価の上昇や経費の削減努力等が功を奏し、経常収支においては8年連続で黒字決算を達成した。

このように、医療面・経営面の双方で中期目標の達成に向けての努力と着実な進展がみられ、全体的に高く評価する。

(2) 各項目の内容

区分	評価内容の要旨
1 医療の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3病院は、他の医療機関との病診連携や病病連携のもと、紹介・逆紹介を推進しながら、他の医療機関では対応困難な高度・専門・特殊医療を担うという役割を果たしている。3病院合計の入院患者数、外来患者数ともに堅調に推移しており、また、高い病床利用率及び患者満足度を維持している。 ・ 県立総合病院の先端医学棟整備に伴う手術室等の大幅な機能強化やリサーチサポートセンターの設置により、県内全体の医療水準の向上と医療人材の確保・養成が見込まれる。
2 医療に関する技術者の研修を通じた育成と質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護師確保については、年間を通しての切れ目ない募集や離職防止努力等により、人材確保において一定の成果をあげている。 ・ 医師の卒後臨床研修プログラムにおいて、追加プログラム（小児科）に参加していた研修医が、研修期間を終えた後も総合病院に定着するなど、研修を通じた人材の育成・確保が図られている。 ・ 医師の変則勤務や看護師の 2 交代制勤務等にみられる勤務負担の軽減、看護師宿舎・院内保育所の充実など、医療従事者の就労環境の向上と確保に努めている。
3 医療に関する調査及び研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合病院では先端医学棟内にリサーチサポートセンターを整備し、臨床研究を行う環境が整備される。また、28 年度は医師を 2 人受入れ、施設整備と並行して研究支援の体制強化が図られている。

4 医療に関する 地域への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・総合病院、こども病院は、医師不足が生じている県内公的医療機関等へ医師を派遣するなど、地域医療に対する支援における県立病院としての役割を果たしている。 ・こころの医療センターにおいては、医療観察法の鑑定医として鑑定要請に対応するなど、社会的要請に応えている。
5 災害等における 医療救護	<ul style="list-style-type: none"> ・総合病院は、基幹災害拠点病院として災害医療に関する県の中心的役割を果たすため、大規模地震時医療活動訓練や原子力防災訓練等に参加し、初期救急医療体制等の充実強化が図られている。 ・こころの医療センターでは各種訓練を実施・参加することで初期救急医療体制等の充実強化を図り、また、熊本地震に精神科班チームを派遣するなど被災地域における精神科医療の支援に貢献した。 ・こども病院では、日本小児総合医療施設協議会に加盟する医療機関との「広域災害時相互支援に関する協定書」締結により、大規模災害時における施設間での情報共有や後方支援の充実が図られている。
6 業務運営の改善 及び効率化に関する 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会等を通じて役員や幹部職員が経営状況を把握するとともに、状況変化に応じた予算措置や組織改正等を行っており、法人化の利点を生かした組織運営が適切に行われている。 ・法人化以降、そのメリットを生かした経費削減努力、委託業務見直しなど様々な取組が進み、効果が現れている。
7 財務内容の 改善に関する 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・運営費負担金を含んだ経常収支においては、3病院全てで黒字決算を達成し、経常収支比率は102.6%となるなど、第2期中期目標で掲げられている「5年間累計の経常収支比率100%以上」の達成に向け順調に推移している。

(参考) 地方独立行政法人法

第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。